

北海道がん診療連携協議会専門部会運営要領

(目的及び設置)

第1条 北海道がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）会則第6条第2項の規定に基づき、北海道がん診療連携協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門部会は、次に掲げる者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

（1）協議会委員である各病院の代表者の推薦した者

（2）その他協議会会長が必要と認めた者

(専門部会長)

第3条 各専門部会に部会長を置く。各専門部会長は、協議会会長が推薦し、協議会で承認する。

2 各専門部会長は、専門部会の任務を掌理する。

3 各専門部会長に事故があるときは、専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議・報告)

第4条 専門部会は、必要に応じ専門部会長が部会員を招集し会議を開催する。

2 専門部会長は、専門部会の開催後速やかにその結果を協議会会長に報告するものとする。

(専門部会)

第5条 専門部会の名称、担当業務等は別表のとおりとする。

2 専門部会に、業務に応じ部会員からなるワーキングチームを置くことができる。

(事務)

第6条 専門部会の事務は、専門部会長施設が担当する。

2 会議資料の作成等事務作業については、他の部会員の施設も公平に分担し、専門部会長施設に負担が偏らないよう努めるものとする。

附則 この要領は、平成21年3月23日から施行する。

附則 この要領は、平成25年6月29日から施行する。

附則 この要領は、平成26年8月2日から施行する。

附則 この要領は、平成27年7月24日から施行する。

附則 この要領は、平成28年8月5日から施行する。

附則 この要領は、令和元年7月12日から施行する。

別表

専門部会名	部会長	業務内容
相談・情報部会	北海道がんセンター 副院長 藤本 勝也	・がん診療の連携協力体制 ・相談支援（セカンドオピニオン等）の提供体制 ・がん医療に関する情報交換
緩和ケア部会	北海道がんセンター 副院長 大泉 聰史	・がん診療連携拠点病院の緩和ケア提供体制の質的な向上 ・北海道の緩和ケアに関する取り組みの支援
希少がん部会	北海道大学病院 腫瘍センター長 木下 一郎	・希少がん診療施設の情報の病院間での共有 ・希少がんネットワーク構築等
ベンチマーク部会	北海道がんセンター 院長 平賀 博明	・院内がん登録情報の集約と公表 ・北海道のがん医療等の質の向上についての評価に資する指標 data の収集と公表
医療部会	北海道がんセンター 院長 平賀 博明	・北海道のがん診療の質の向上に資する活動 ・北海道のがん診療の均てん化・集約化に関する議論